

登米市発注工事における電子入札試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、登米市建設工事条件付一般競争入札実施要綱（平成17年登米市告示第13号。以下「要綱」という。）に定める手続きについて、電子入札（登米市契約規則（平成17年登米市規則第41号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する電子入札をいう。以下同じ。）を行おうとする場合の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 電子入札に参加しようとする者の利用者登録から入札参加申請書、入札書の提出及び受理並びに落札者決定までの一連の事務をコンピュータとインターネットを利用して行う情報システム（コンピュータを利用して行う業務処理の体系をいう。以下同じ。）
- (2) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。
- (3) 特定建設工事共同企業体 建設工事の特性に着目して、市の発注する工事ごとに結成され、技術力の結集等により、効果的に工事施工が確保できると認められる共同企業体をいう。
- (4) 紙入札 書面により入札書を提出する入札をいう。
- (5) 電子くじ 開札時に最低価格の入札者が複数存在する場合に、関数を用いた演算式によりコンピュータで落札者を決定する仕組みをいう。

(適用工事の選定)

第3条 電子入札の適用工事は、要綱第2条に規定する工事のうち予定価格その他工事の規模等を勘案し、登米市競争入札契約業者指名委員会において選定するものとする。

(利用者登録)

第4条 総務部総務課における入札執行者又はその者の指定した者（以下「入札執行者等」という。）及び電子入札に参加しようとする者は、あらかじめICカードにより、電子入札システムによる利用者登録をおこなわなければならない。

2 電子入札参加者等（電子入札参加者又は電子入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。）は、前項の規定により登録した事項について変更が生じた場合には、直ちに電子入札システムによる利用者登録を変更しなければならない。

3 市長は、前2項に規定する手続きを経ずに行った電子入札参加者等の入札を無効にすることができる。

(特定建設工事共同企業体における特例)

第5条 電子入札参加者等が、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の

場合は、当該共同企業体の代表者が取得し利用者登録を行ったＩＣカードを使用するものとし、登録した事項について変更が生じた場合には、前条第２項の規定による手続きを行うものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、共同企業体の代表者を除く構成員から、当該入札及び見積に関する権限を当該共同企業体の代表者に委任する旨を記載した委任状を公告（要綱第４条に規定する公告をいう。以下同じ。）において定める日までに郵送又は持参により提出させなければならない。

（紙入札を認める場合の基準等）

第6条 電子入札参加者等は、電子入札に係る公告の日から入札締切日時までの間に、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、市長に対し別に定める紙入札参加承諾願（以下「承諾願」という。）を提出することができる。

- (1) 電子入札参加者等の使用に係る電子計算機の障害等により、規則第５条第１項に規定する電子入札案件に係る入札期間の末日までに電子入札システムを使用した手続きを行うことが困難である場合
- (2) ＩＣカードが失効、破損等により使用できなくなった場合
- (3) 第９条の規定に基づく手続時に使用したＩＣカードについて、当該案件に係る開札日までの間に当該カードの変更を行い第４条第２項の規定に基づく手続きを行うことが見込まれる場合
- (4) その他、特に市長が認めるもの

- 2 市長は、承諾願が提出された場合には、入札手続に支障がないと判断したときに限り、紙入札による参加を認めることとし、その旨の通知を行うものとする。紙入札による参加を認めない場合にあっては、理由を付してその旨の通知を行わなければならない。

- 3 市長は、前項の場合においては、当該入札参加者について、紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札参加者」という。）として電子入札システムに登録するものとする。この場合において、紙入札参加者は、入札公告に基づき入札を行わなければならない。

- 4 市長は、紙入札参加者に対し、当該案件に係る電子入札システムの使用を認めないものとする。この場合において、規則第５条第１項の規定により既に電子計算機に記録された情報があるときは、これを無効なものとして取扱うものとする。

- 5 電子入札参加者等は、承諾願を提出した場合において、紙入札による参加が認められないときは、当該案件に係る入札に参加することができない。

また、要綱第７条の規定による審査結果の通知を受けた場合においても、同じ扱いとする。

（電子入札システム障害時における対応等）

第7条 市長は、総務部総務課の使用に係る電子計算機（以下「本市の電子計算機」という。）又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行えないときには、当該案件に係る入札、開札等の延期、紙入札への移行等適切な措置を講じなければならない。この場合において、当該案件に係る措置を決定した後は速やかに本市ホームページへの掲載を行い、電子入札参加者等（入札参加に関し確認できる者に限る。）

に対し必要な事項を通知するものとする。

(公告等)

第8条 電子入札を行う案件についての公告は、要綱第4条の規定に基づき公告するとともに、電子入札システムを使用して公告内容を周知するものとする。ただし、電子入札システムの障害等これにより難しい場合にあっては、本市ホームページに掲載するものとする。

2 入札執行者等が行う電子入札案件の登録事務等については、公告日までに電子入札システムへ設定を行うものとする。この場合において、当該登録内容を変更する必要がある場合には、速やかに修正し変更登録を行うものとする。

(入札参加に係る手続等)

第9条 要綱第3条第1項に規定する条件付一般競争入札並びに制限付一般競争入札に係る電子入札に参加しようとする者は、要綱第5条第1項に規定する入札参加資格確認申請書に代えて電子入札システムを使用し当該申請を行わなければならない。この場合において、入札公告において定める書類をそれぞれ添付しなければならない。

2 前項の規定による入札にあっては、前項の規定に掲げるもののほか、電子入札参加者等に係る氏名又は名称、くじ番号(0から999までのうちの任意の整数とする。)等公告において指定する事項が記載されたものを本市の電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 前2項に規定する申請等の関係書類及び記録を要する事項は、本市の電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時点で到達したものとみなす。

4 電子入札参加者等は、第1項に規定する関係書類のうち電子入札システムによる送信を行うことが困難であるものについては、第1項に規定する申請に係る期限までに総務部総務課まで持参のうえ提出しなければならない。この場合において、当該関係書類は、提出された時点で到達したものとみなす。

5 前2項の到達が電子入札参加者等の責めにより公告において指定する期限までになされなかったときは、当該電子入札参加者等は当該案件の入札に参加できない。

6 入札執行者等は、第3項及び第4項の関係書類の到達を確認したときは、速やかに電子入札システムにより受付票を発行するものとする。

7 登米市建設工事総合評価一般競争入札(簡易型及び特別簡易型)試行実施要領(平成20年登米市告示第120号。以下「総合評価」という。)に基づき行われる電子入札案件にあっては、資格審査を入札執行以前において行うものとし、入札執行者等は前項の受付票を発行した後、入札参加資格確認を行い要綱第7条の規定に基づき電子システムにより通知書を発行するものとする。

8 要綱第14条第6項及び第7項に規定する入札参加資格に関する通知は、電子入札システムを使用して行うものとする。

(電子ファイル送信文書の作成基準)

第10条 電子入札システムにより電子ファイル文書を提出する際に使用するアプリケーションソフト、保存する電子ファイルの形式及び圧縮形式は、別に定める。

(入札)

第11条 第9条第6項の規定により受付票の発行を受けた電子入札参加者等及び同条第8項の規定により入札参加資格に関する通知を受けたものは、電子入札システムを使用して、入札公告において定める書類をそれぞれ送付しなければならない。また、紙入札参加者においては、開札日当日入札書と併せて提出しなければならない。

- 2 要綱第14条の規定による入札にあつては、電子入札参加者等に係る氏名又は名称、くじ番号(0から999までのうちの任意の整数とする。)等公告において指定する事項が記録されたものを本市の電子計算機に備えられたファイルに記録することにより入札を行うものとする。
- 3 電子入札の受付期間は、開札日の前日及び前々日(登米市の休日を定める条例(平成17年登米市条例第2号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時までとし公告において定める。ただし、紙入札の場合には開札日当日において開札会場にて入札するものとする。
- 4 入札執行者等は、第1項の記録を確認したときは、速やかに電子入札システムにより通知書を発行するものとする。

また、入札締切についても同じく締切時間となり次第、速やかに通知書を発行するものとする。
- 5 入札執行者等は、予定価格の範囲内に有効な入札がないときは、電子入札システムを使用して、速やかに再度入札を行うものとする。この場合において、紙入札参加者については、再度、紙入札による入札を行うものとする。
- 6 電子入札参加者等は、本市の電子計算機のファイルに記録された第1項に規定する事項について、いかなる場合においても撤回、訂正をすることができない。
- 7 紙入札参加者又は電子入札参加者等が、第3項の受付期限までに、それぞれ第6条第3項又は第11条第1項の規定により入札に係る手続きを行わなかった場合には、当該入札を辞退したものとみなす。
- 8 電子入札参加者等は、開札日までに入札を辞退することができる。この場合においては、電子入札システム又は書面により入札を辞退する旨の届け出を行わなければならない。

入札執行者等は、上記の旨の書類を電子入札システムにて確認したときは、速やかに電子入札システムにより受付した旨の通知書を発行するものとする。
- 9 前2項の規定により辞退又は辞退したとみなされた入札参加者に係る提出書類、本市の電子計算機のファイルに記録された事項は、無効とする。

(開札)

第12条 入札執行者等は、前条第4項の規定による通知書の発行を行った者について、電子入札システムを使用して開札するものとする。ただし、紙入札参加者がある場合の開札にあつては、紙入札参加者の入札書を開封し当該入札金額等必要な事項を電子入札システムに登録した上で、あわせて開札するものとする。

- 2 前項の開札は、電子入札参加者(紙入札参加者がある場合にあつては、当該参加者を含む。)のうち、開札の立会を希望する者に立ち合わせるものとする。この場合において、

当該立会を希望する者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員 1 名を立ち合わせなければならない。

- 3 入札執行者等は、本市の電子計算機に表示される入札結果を確認し、電子入札システムにより落札候補者決定通知を行い、資格審査を行うものとする。また、総合評価にて行われた電子入札についても、総合評価技術資料の確認を行った上後日落札者を決定する旨の通知を行うものとする。
- 4 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。また、総合評価の結果、同点とした者が 2 人以上あるときにおいても電子くじにより落札者を決定するものとする。
- 5 前項の場合において、くじ番号を選択しないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじ番号を選択させるものとする。
- 6 入札執行者等は、落札者を決定した際には、速やかに当該案件に係る電子入札参加者に対し電子入札システムを使用して通知するものとする。ただし、紙入札参加者については、電子入札システム以外の適当な方法により通知するものとする。

(I C カードの不正使用)

第13条 市長は、電子入札参加者等が I C カードを不正に使用し電子入札に係る手続きを行ったことが判明した場合には、当該手続きを無効にするものとする。この場合において、当該不正使用が落札後、契約締結前に判明したときは当該落札決定を取り消した上で契約を締結しないこととし、契約締結後に判明したときは契約を解除するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、登米市指名停止基準（平成 20 年登米市告示第 69 号）の規定に基づく指名停止を行うことができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

登米市発注工事における電子入札試行取扱要領

この要領は、登米市発注工事における電子入札試行実施要領(平成21年登米市告示第 号。以下「実施要領」という。)第14条の規定に基づき、実施要領の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第1条 実施要領第6条第1項に規定する紙入札参加承諾願は、様式のとおりとする。

第2条 実施要領第10条に規定するアプリケーションソフト等の形式等は次のとおりとする。

- (1) 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のとおりとする。ただし、当該形式での保存時に損なわれる機能は、ファイルの作成時に使用してはならない。

使用するアプリケーションソフト	保存するファイル形式
一太郎	一太郎 ver2006 以下のバージョンで保存したファイル
Microsoft Word	Word2003 以下のバージョンで保存したファイル
Microsoft Excel	Excel2003 以下のバージョンで保存したファイル
その他のソフト	PDFファイル(Acrobat 7 以下のバージョンで作成したもの)

- (2) 電子ファイルを圧縮するときの圧縮形式は、LZH又はZIP形式とする。

- (3) 電子ファイルを添付するときの容量は最大で2メガバイトまでとし、やむを得ない理由により2メガバイトを超える場合は提出方法について協議するものとする。

- (4) 入札参加者等から提出された電子ファイルを提出へのウイルス感染が判明した場合には、直ちに閲覧等中止し、当該電子ファイルを提出した入札参加者等に対し、ウイルス感染している旨を電話等で連絡し、書類の再提出の方法について協議するものとする。

附 則

この告示は、平成21年12月1日から施行する。

様式（第1関係）

年 月 日

（あて先）登米市長

住 所
商号又は名称
代 表 者名

紙入札参加承諾願

下記の案件に係る入札については、下記の理由により電子入札システムを使用して参加することができないので、紙入札による参加を承諾願います。

記

1. 開札日
2. 工事番号
3. 工事名
4. 電子入札により参加することができない理由（下記のいずれかに○を付け、具体的な状況を記載）
 - ・ 電子入札参加者等の使用に係る電子計算機の障害等により、電子入札案件に係る入札期間の末日までに電子入札システムを使用した手続きを行うことが困難である。（登米市発注工事における電子入札試行実施要領第6条第1項第1号）
 - ・ ICカードが失効、破損等により使用できない。（同実施要領第6条第1項第2号）
 - ・ 入札参加から開札日までの間にICカードの変更を行うことが見込まれる。（同実施要領第6条第1項第3号）
 - ・ その他。（同実施要領第6条第1項第4号）

具体的な状況

-
- 上記について承諾します。
今後は、当該案件について電子入札システムを使用した手続きは行わないこと。
紙入札に係る手続きは、公告に基づき行うこと。
- 上記について次の理由により承諾しません。

理由：

月 日

登 米 市 長